市 民 情 報 提 供 資 料
協 働 推 進 部 協 働 推 進 課

武蔵村山市協働事業提案制度平成３１年度実施事業審査報告書について

このことについて、平成３０年１２月１７日付で別紙のとおり報告を受けましたので、お知らせします。

武蔵村山市協働事業提案制度
平成３１年度実施事業審査報告書

平成３０年１２月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成18年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成20年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成22年3月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成23年度に創設された制度です。この制度により平成23年度から平成29年度までの間に、延べ29事業が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、市民と行政が協力し合う「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成３０年１２月

武蔵村山市市民協働推進会議

目　　次

はじめに

１　協働事業提案制度の目的と概要　……　１

２　選考に至る経過　……　１

３　審査基準　……　３

４　平成３１年度実施事業の募集内容　……　３

５　平成３１年度実施事業の審査結果及び理由　……　５

６　平成３１年度実施事業内容　……　６

（１）　むさむら　ゴミ減大作戦　……　７
提案団体：ＭＳＰ　村山サポートプロジェクト
市担当課：なし

（２）　みっつのわ　国際Ｆｅｓと文化交流　……１２
提案団体：みっつのわ
市担当課：協働推進課　協働推進係

資料編　……１７
資料１　武蔵村山市市民協働推進会議要綱
資料２　武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿
資料３　武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領
資料４　武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

1　協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る）を行う団体）の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」（事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う）と「団体育成型部門」（将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする）の２つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に３年計画で事業を企画・提案し、１事業当たり１年目は８０万円、２年目は７０万円、３年目は６０万円を上限として補助金を交付します。また、「団体育成型部門」は１事業当たり対象となる経費の２５万円を限度として補助金を交付します。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることになります。

2　選考に至る経過

平成３１年度実施事業の選考過程は以下のとおりです。

●武蔵村山市協働事業提案制度平成31年度実施事業募集の周知

・市のホームページに掲載（5月1日から）

・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置

市政情報コーナー/緑が丘出張所/情報館えのき/市民総合センター
緑が丘ふれあいセンター/ボランティア・市民活動センター/各地区会館（５か所）

↓

●提案の募集

・募集期間　平成30年5月1日(火)から7月8日(日)まで

・提案件数　2件

↓

●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

回	開催日	内　　容
第1回	平成30年 4月19日	平成29年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会 ◆平成29年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第2回	平成30年 4月26日	平成29年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会 ◆平成29年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。
第3回	平成30年 10月5日	協働事業提案制度の提案事業の審査要領について ◆提案事業の審査要領について協議し、内容を決定した。
第4回	平成30年 11月14日	提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 2団体 ◆2団体の提案についてプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間：1団体15分以内 ・質疑応答時間：1団体30分

3　審査基準

平成31年度実施事業の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき行われました。

書類審査は原則として10事業を超える提案があった場合に実施するものとし、平成31年度実施事業の提案は2事業であったため、書類審査は実施せず、全2事業をプレゼンテーション審査対象事業としました。

プレゼンテーション審査では提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査し、その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

4　平成31年度実施事業の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の２つの区分に分けて募集します。

採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市担当課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

＊市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体

募集の区分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有し、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

事業を発展させていくことを前提に、３年計画で事業を企画し、提案していただきます。

１事業あたり、１年目は８０万円、２年目は７０万円、３年目は６０万円を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

１事業当たり対象となる経費の**２５万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
④ **3年間継続して実施することができる事業（協働型事業の場合）**
であり、次の４つのいずれかに該当する事業
⑤ 市民の地域活動への参画が促進される事業
⑥ 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
⑦ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
⑧ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

① 同一の市民活動団体が３年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業
② 営利のみを目的とした事業
③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
④ 学術的な研究のみを目的とした事業
⑤ 調査のみを目的とした事業
⑥ 交流又は親睦のみを目的とした事業
⑦ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
⑧ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

5　平成31年度実施事業の審査結果及び理由

平成31年度実施事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、平成31年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6　平成３１年度実施事業内容」を参照してください。

事業番号	事業部門	提案事業名 / 提案団体名	審査経過 第一次審査	審査経過 第二次審査	審査結果	採択順位
３０－２	協働型	みっつのわ　国際Ｆｅｓと文化交流 / みっつのわ	通　過	通　過	採択とすべき事業	１位
	市担当課	協働推進課				
	理　由					
	参加者のニーズに合った内容のイベントを、毎週木曜日に継続的に実施できている点は評価できます。また、国際交流を進めることはモンゴル国のホストタウン、その後の友好都市締結へと考えている市の方針と一致していることから、今後、市民がモンゴル国をより深く知ることができるイベントも企画してください。また、活動の場を三ツ藤地域に限らず市内全体へと広げていくように努めてください。 ただし、現在は助成金に頼っている状態であり、市との協働事業が終了した後の自己財源をどのように確保するのか考え、出演料の支出を削減するために、コンテスト方式で出演者を募集する等、工夫していく必要があります。 是非協働担当課と連携し、市内大型商業施設で実施したフェスティバルの経験を活かして国際Ｆｅｓを成功させてください。				
３０－１	団体育成型	むさむら　ゴミ減大作戦 / ＭＳＰ　村山サポートプロジェクト	通　過	通　過	採択とすべき事業	２位
	市担当課	なし				
	理　由					
	ゴミの削減に向けた、市民意識の改革方法の一つとしてこの意義ある活動を継続していることは評価できます。 ただし、啓発手段としてフリーマーケットのみに頼る方法では実効性が弱いと感じるため、ゴミ減キッズ講座や外国人向けリーフレット配布などの新しい取組を基に考えていく必要があります。また、アンケート調査を行うなど、活動の効果を検証する方法を合わせて検討してください。 ゴミの減量は重要な課題であり、新規事業として外国籍の市民及び次世代を担う小中校生にわかりやすいゴミの分別の指導、さらに行政と協力した啓発など、質の高い活動に期待します。				

6　平成31年度実施事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

（1）　むさむら　ゴミ減大作戦

提案団体：ＭＳＰ　村山サポートプロジェクト

市担当課：なし

（2）　みっつのわ　国際Ｆｅｓと文化交流

提案団体：みっつのわ

市担当課：協働推進課

第１号様式（第６条関係）

平成３０年8月２２日

武蔵村山市長　殿

提案団体名　ＭＳＰ　村山サポートプロジェクト
所在地　武蔵村山市大南５－３１－３　スカイハイツ２０３
代表者職・氏名　宇部　昭利

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名	むさむらゴミ減大作戦

提案事業の分野　※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。

	保健・医療・福祉		地域安全		科学技術
○	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
○	まちづくり	○	国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
◎	環境		子どもの健全育成		市民活動支援
	災害救援		情報化社会		その他（　　）

事業部門 ※　どちらかに○をしてください。		
		協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）
	○	団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）
提案事業の目的及び概要 ※　詳細については第２号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	武蔵村山市では市内ゴミの排出量が緩やかながら減少傾向にあるが、将来的にも更なるゴミ削減が喫緊の課題である。市が策定した第二次環境基本計画にあるように「市・市民・事業者の協働による持続的発展が可能な循環型の街作り」を進める必要がある。一般の市民だけではなく、近年増加しつつある外国籍の住民や将来を担う児童・生徒を含め、家庭ゴミ削減の意識をより高く・広く持ってもらう為、市民団体が主体となる、大南公園・学校等の市内公園・施設での「リサイクル祭り」を中心に種々取り組みを行う。	
事業の実施予定期間	平成３１年　４月　１日　から　　３２年　３月　３１日まで	
市担当課	※協働推進課記入欄 部　　課（　　係）	

（添付書類）

① 協働事業提案制度企画書（第２号様式）
② 協働事業提案制度収支予算書（第３号様式）
③ 提案団体概要書（第４号様式）
④ 団体の前年度活動報告書
⑤ 団体の前年度収支決算書
⑥ 団体の定款、規約、会則等
⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

（日本工業規格Ａ列４番）

第２号様式（第６条関係）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	MSP　村山サポートプロジェクト
提案事業名	むさむら　ゴミ減大作戦

事業の目的		平成 28～37 年度に策定された「武蔵村山市第二次環境基本計画」の冒頭にも、市・市民・事業者が協働して豊かな自然 環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを進めていくことを掲げている。われわれ市民としても、草の根的活動のゴミ削減活動を進めるうえで志を同じくするものである。 平成 30 年度実施の協働事業として、十数年ぶりに市民自由参加型フリーマーケットを復活させることができた。この事業を中心にした草の根活動を通じて「捨てるだけからリサイクルへ」の環を形成することにより、広く市民に対してのゴミ削減・再利用促進に対する啓発活動を実施しているが、31 年度も継続・発展させることにより、さらなる市民の3R意識の向上を目指したい。 また、31 年度では近年増加している外国籍の市民にもゴミ減啓発活動を進めていくことにより、近隣・自治体とのトラブルを回避させ、ともにゴミに対する意識向上を目指したい。
事業の効果		・草の根レベルでの市民活動による啓発活動を通じて、ひとりでも多くの市民がゴミ削減への意識を向上させること。 ・各々の市民の意識の向上による家庭ゴミ排出削減 ・市民相互が気軽に利用できるリサイクルの環の醸成 ・次世代を担う青少年への講義、体験ボランティアを通してゴミ減への未来を考える場ができる。
事業の内容		・リサイクル祭り　３回／年　　〔5・9・2 月に実施〕 市民参加型のフリーマーケット＋古布(仕訳済み)・フードドライブ等の受付窓口開設による説明及び回収（パネル・チラシ使用） ・リサイクル啓発活動（５月　元気フェスタ会場　９月　福祉まつり　他イベント会場にてパネル・チラシ使用） ・次世代への意識向上の啓発のため、小中高生向けゴミ減キッズ講座開催（年１回）や、リサイクル祭りへのボランティア参加を募る。 （講義・パネル・動画視聴後に小テスト実施、リサイクルゲーム等を開催。最後にアンケートを募る。） ・外国籍の市民の方に「日本文化　ゴミ分別ともったいないの意識向上」の啓発を図るために「ゴミ分別リーフレット」の多言語化を行う。 現在、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語版が作成されているが、それ以外のタガログ語（平成 30 年度、市内国籍別人口第２位のフィリピン公用語）ベトナム語（同３位）、またＭＳＰとして、外国人への日本語支援活動を行っている中で最近増加傾向にあるベンガル語（バングラデッシュ）等で作成する。 ・ゴミ減量啓発スローガン入りグッズ 1000 世帯分配布（エコバッグ・雑誌収納袋）等。配布場所は各会場にて、配布数は物により 100～200 個
役割分担	団体	・リサイクル祭りの運営・開催 ・古布・フードドライブの受付 ・リサイクル啓発活動 ・小中高生向けゴミ減キッズ講座の開催 ・ゴミ分別リーフレットの多言語化作成 ・ネット環境等あらゆる広報方法を利用しての活動啓発
	市	・市内公園及び学校施設の利用許可 ・市報、ホームページ等による広報

協働事業終了後の予定	2年間、団体育成型でチャレンジして得たものを活用し、協働型提案を申請して市内各所あらゆる場所で、年代・国籍・性別に関わらず参加できるイベント及び講座の開催。 協働事業終了後は、それまでに確立されたリサイクル祭り等の認知度により企業等の協賛・協力を得た上で継続していきたい。

※ できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、2ページ以内で作成してください。
※ スケジュールは、第2号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

（日本工業規格A列4番）

第2号様式別紙

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。（いつ頃、どのようなことをするのか）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
31年度	フリーマーケット準備 市報での広報依頼	★★★ リサイクルまつり さいかちフリーマーケット参加予定団体・個人合わせて20 ★★★	夏休みゴミ減キッズ講座準備 市内各学校に資料送付	夏休みゴミ減キッズ講座開催予定	フリーマーケット準備 市報での広報依頼	★★★ リサイクルまつり 大南公園フリーマーケット参加予定団体・個人合わせて20 ★★★ 社協福祉まつり参加		風土グランプリ出店予定 フードドライブ ごみ削減環境保全を啓発活動	！！！ 年末年始ゴミ御美市民講座（仮名）	フリーマーケット準備 市報での広報依頼	★★★ リサイクルまつり 村山学園フリーマーケット開催予定団体・個人合わせて20 ★★★	32年度リサイクルまつりさいかちフリーマーケット準備 32年度リサイクルまつりさいかちフリーマーケット市報での広報依頼
31年度（啓発活動）		活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布		活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布		活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布		活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布	活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布		活動会場にて活動啓発チラシ及びゴミ減グッズ配布	

★印のある欄はフリーマーケット開催月です。

第３号様式（第６条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	ＭＳＰ村山サポートプロジェクト			提案事業名	むさむら　ゴミ減大作戦		
実施年度			31年度		年度		年度
【収入の部】	項　目	積算内訳（数量、単価等）	金　額	項　目	金　額	項　目	金　額
	協働助成金		250,000				
	フリーマーケット出店料	80団体×1000円	80,000				
	団体負担	フードグランプリより	20,000				
収入合計			350,000				
【支出の部】	項　目	積算内訳（数量、単価等）	金　額	項　目	金　額	項　目	金　額
	人件費	・準備　2h×4人×3日（リサイクル祭り）	24,000	人件費		人件費	
		・当日　6h×3人×3日（リサイクル祭り）	54,000	交通費		交通費	
		・　2h×2人×1日（講座）（人件費　1h×1,000円）	4,000	報償費		報償費	
		イベント年3回　講座1回					
		・外国人用ゴミ分別表翻訳　筆耕料（3言語×15,000円）	45,000	印刷製本費		印刷製本費	
	報償費	・チラシ5000枚（デザイン込）	40,000	消耗品費		消耗品費	
		・外国人用ゴミ分別表　各200部×3言語	5,000	委託料		委託料	
	印刷製本費	・啓発用エコバッグ　600枚×150円	90,000	賃借料		賃借料	
		・啓発用リサイクルペーパー収納袋40枚入り50組×400円	20,000	通信費		通信費	
	消耗品費	・啓発用メモ帳　600個×30円	18,000	保険料		保険料	
		・啓発用パネル　5枚×2000円	10,000	備品購入費		備品購入費	
		〔MSPの紹介〕〔フードドライブとは〕		その他経費		その他経費	
		〔3Rとは〕〔生ゴミの水切りの重要性〕					
		その他、時事ネタを含めたパネルを作成（講座にも使用）					
		・コピー紙・電池・インク等の雑費	20,000				
	賃借料	・イベント用テント　レンタル20set	20,000				
支出合計			350,000				

注１　補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

２　収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

３　事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

４　団体育成型事業に提案する団体は１年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

第１号様式（第６条関係）

平成３０年８月２２日

武蔵村山市長　殿

提案団体名　みっつのわ
所　在　地　東京都武蔵村山市三ツ藤１－４５－１
代　表　者
職・氏名　会長　佐久間　恵子

協働事業提案制度提案書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提案します。
なお、提出した書類は原則として公開することを承諾するとともに、提案した事業が採択されたときは、事業の計画から実施まで責任をもって遂行いたします。

記

提案事業名	みっつのわ　国際Fesと文化交流

提案事業の分野　※該当する分野全てに○をしてください。なお、提案事業の分野が複数の場合は、主なものに◎をしてください。

○	保健・医療・福祉	○	地域安全		科学技術
○	社会教育		人権擁護・平和		経済活動
○	まちづくり	◎	国際協力		職業能力開発・雇用機会拡充
○	文化・芸術･スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
	環境	○	子どもの健全育成	○	市民活動支援
	災害救援	○	情報化社会		その他（　　）

事業部門 ※　どちらかに○をしてください。		
	○	協働型事業（提案者が市の担当課と協働して行う事業）
		団体育成型事業（原則として提案者が単独で行う事業）
提案事業の目的及び概要 ※　詳細については第２号様式に記入し、ここでは要約して欄内に収まるように記入してください。	○国際Fesと月１回料理または音楽教室を開催することで、世界を通じて地域と自分を知ることが出来る。 ○音楽や文化を通じ、国際交流を行うことで、お互いの背景となる文化や伝統を知ることが出来、武蔵村山市の進めるモンゴル国とのホストタウン交流にも寄与することになる。 ○みっつのわは「つながり」を重視している団体なので、三世代だけでなく、自分達が世界の中に位置づき、他の国の方と繋がっているという感覚を持てるよう、毎週木曜日イベントの中で月１度は国際的な内容を取り入れ、実践していく。	
事業の実施予定期間	平成３１年　４　月　１日　から　平成３２年　３月　３１日まで	
市担当課	※協働推進課記入欄 協働推進部　協働推進課（　協働推進係　）	

（添付書類）

① 協働事業提案制度企画書（第２号様式）
② 協働事業提案制度収支予算書（第３号様式）
③ 提案団体概要書（第４号様式）
④ 団体の前年度活動報告書
⑤ 団体の前年度収支決算書
⑥ 団体の定款、規約、会則等
⑦ 団体の会員名簿又は役員名簿
⑧ 団体の活動内容がわかるもの（チラシ・パンフレット等）

※前年度活動報告書及び前年度収支決算書は任意様式で可

（日本工業規格Ａ列４番）

第２号様式（第６条関係）

協働事業提案制度企画書

提案団体名	みっつのわ
提案事業名	みっつのわ　国際Fesと文化交流

事業の目的		世界を通じて地域と自分を知ることが出来る。 音楽や文化を通じて国際交流を行うことで、お互いの背景となる文化や伝統を知ることが出来、武蔵村山市の進めるモンゴル国とのホストタウン交流にも寄与することになる。 みっつのわは「つながり」を重視している団体なので、三世代だけでなく、自分達が世界の中に位置づき、他の国の方とつながっているという感覚を持てる。 国際交流を通した地域コミュニティの再生ができる。
事業の効果		○海外から移住してきた人も、言葉もわからず、ただ労働するだけでなく、自分が住んでいる市で、自分の故郷について教える機会があれば、自然な形で国際交流に繋がる。 ○みっつのわ木曜定例イベントの中で、ジャズ公演、台湾スイーツを行ったところ、いつもの倍以上の会員が参加した。海外にも興味がある人が多い。 ○人々にとって身近な、衣食住をテーマにFesを開催することで、より親近感を感じ、国際的なコミュニケーションへと発展出来る。 ○武蔵村山市に住んでいるからこそ出来る、国際交流により、外国と自分達の繋がりを実感出来る。国際感覚を育成出来る。
事業の内容		○三ツ藤自治会館にて、音楽、芸術、食をテーマに祭典を行なう ○海外より移住した市民が持っている、または自分のイメージする創作した洋服を持参し、ファッションショーを開催予定 ○国際的な楽器、アーティストによる公演 ○屋台村OR市内にある世界の料理を提供している飲食店による協力 ○月１回木曜定例会にて国際的な内容のイベントを開催 ○月１回世界の音楽、料理教室を開催
役割分担	団体	・音楽出演者交渉 ・ポスター・チラシ作り ・各国協力者、支援者を募集 ・ボランティア募集 ・市内の世界の料理店交渉 ・他の市内団体に協力要請
	市	・市の媒体、HPでの参加募集による協力 ・みっつのわ毎週木曜日イベントの市報掲載の継続 ・市内施設の貸出協力　・ポスター、チラシ配布および掲示の協力
協働事業終了後の予定		・餅つき大会はいろいろな形で３年継続して開催しており、ここに国際Fes、月１回料理又は音楽教室を開催し、各国の特色を加えて継続することで、今まで以上の人と人とのつながりに期待。その際、他の市民団体や、自治会、協賛、協力者、出資者を増やしながら、真の交流をすることで、地域の活性化に役立てる。 ・みっつのわ毎週木曜日イベントに月１回国際的な内容を加えることで身近な国際交流を継続的に行える。楽しみながら、国際感覚を育成出来る。 ・地名度が低い武蔵村山市から市内在住の海外の人との音楽、芸術、食による交流によりお互いを知ることで、更なる輪を広げることが出来る。

※　できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、２ページ以内で作成してください。

※　スケジュールは、第２号様式別紙「協働事業実施スケジュール表」に記載してください。

（日本工業規格Ａ列４番）

第2号様式別紙

協働事業実施スケジュール表

○提案事業の実施スケジュールを記載してください。（いつ頃、どのようなことをするのか）

<table>
<tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr>
<tr><td rowspan="2">31年度</td><td>出演者交渉</td><td>出演者交渉</td><td>ポスター・
チラシ作成</td><td>市内の世
界の料理
店交渉</td><td>リハーサル
等準備</td><td colspan="3">・リハーサル等準備・チケット販売
OR配布等</td><td>みっつの
わ国際Fes</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="11">・月1回国際イベント開催（毎週木曜日定例会の中で）
・世界の音楽または料理教室（月1回）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">32年度</td><td>出演者交渉</td><td>出演者交渉</td><td>ポスター・
チラシ作成</td><td>市内の世
界の料理
店交渉</td><td>リハーサル
等準備</td><td colspan="3">・リハーサル等準備・チケット販売
OR配布等</td><td>みっつの
わ国際Fes</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="11">・月1回国際イベント開催（毎週木曜日定例会の中で）
・世界の音楽または料理教室（月1回）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">33年度</td><td>出演者交渉</td><td>出演者交渉</td><td>ポスター・
チラシ作成</td><td>市内の世
界の料理
店交渉</td><td>リハーサル
等準備</td><td colspan="3">・リハーサル等準備・チケット販売
OR配布等</td><td>みっつの
わ国際Fes</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="11">・月1回国際イベント開催（毎週木曜日定例会の中で）
・世界の音楽または料理教室（月1回）</td></tr>
</table>

第２号様式　企画書
別紙２

国際 Fes 企画(案)

日時：2019 年 12 月　日曜日　9 時から 18 時予定

場所：三ツ藤自治会館

入場料は無料だが、各部門で料金が必要

食・・・市内業者によるケータリング、出店（市内活性化を図る）（1 階）

市内レストラン、業者に交渉

- ネパールカレー
- 中華料理
- パスタ
- 韓国料理
- パン
- 蕎麦、うどん　　等

●芸術・・・市内で活動中のアーティスト、国内で活動中のアーティストによる公演（2 階）

アーティスト交渉

- モンゴル馬頭琴、ホーミー
- 尺八（市内団体）
- ウクレレ（市内団体）
- ジャズ
- 和太鼓
- インドネシア踊り
- 音大の方による演奏
- 中国雑技団　等

ファッション・・・日本語の会（市民団体）の協力による（2 階）

ファッションショー

- 民族衣装（一般公募・協力者により実施予定）

●もちつき大会（日本、三ツ藤恒例）、小物、野菜等（ガーデン、1 階）

●印についての収入はフェス収益として記載

第３号様式（第６条関係）

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名	みっつのわ		提案事業名	みっつのわ　国際 Fes と文化交流			
実施年度			３１年度		３２年度		３３年度
【収入の部】	項　目	積算内訳（数量、単価等）	金　額	項　目	金　額	項　目	金　額
	助成金		800,000	助成金	700,000	助成金	600,000
	イベント収益		100,000	イベント収益	80,000	イベント収益	80,000
	団体負担		100,000	寄付等	50,000	寄付等	70,000
				団体負担	70,000	団体負担	100,000
収入合計			1,000,000		900,000		850,000
【支出の部】	項　目	積算内訳（数量、単価等）	金　額	項　目	金　額	項　目	金　額
	人件費	国際 Fes 当日お手伝い等　50 名×500 円×８H	200,000	人件費	200,000	人件費	150,000
	報償費	Fes アーティスト 50000×9 組予定	450,000	報償費	450,000	報償費	450,000
	委託料	毎週木曜イベントアーティスト５回（１２回のうち７回はボランティア予定）10000×5 回	50,000	印刷製本費	50,000	印刷製本費	50,000
				消耗品費	30,000	消耗品費	20,000
		音楽、料理教室１か月１回×12 月×5000 円	60,000	委託料	50,000	委託料	50,000
	印刷製本費	ポスター50 枚、チラシ２万枚	50,000	保険料	10,000	賃借料	100,000
	消耗品費	もちつき材料、野菜、カップ等照明、設営等	30,000	備品購入費	10,000	保険料	10,000
	賃借料	三ツ藤自治会館借用	150,000	賃借料	100,000	備品購入費	20,000
	保険料	レクリエーション保険	10,000				
支出合計			1,000,000		900,000		850,000

注１　補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

２　収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

３　事業実施に係る収支を、項目ごとに詳細に記入してください。

４　団体育成型事業に提案する団体は１年度分のみを、協働型事業に提案する団体は、次年度、次々年度の収支の想定も記入してください。

資 料 編

資料１　武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料２　武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料３　武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料４　武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

資料１

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年８月３日訓令（乙）第120号

改正

平成24年３月27日訓令乙第21号

平成25年６月26日訓令乙第114号

平成26年４月７日訓令乙第42号

平成27年３月30日訓令乙第38号

平成29年６月30日訓令乙第138号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第３項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア　識見を有する者

イ　市民活動団体関係者

ウ　社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ　武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ　公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（２）　協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第３条　推進会議に、座長及び副座長１人を置き、委員の互選により選任する。

２　座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　推進会議の会議は、座長が招集する。

２　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第５条　第２条第２項第１号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第17条第２項の規定による報告をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（庶務）

第６条　推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附　則（平成24年３月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月26日訓令（乙）第114号）

この要綱は、平成25年６月26日から施行する。

附　則（平成26年４月７日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年４月７日から施行する。

附　則（平成27年３月30日訓令（乙）第38号）

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成29年６月30日訓令（乙）第138号）

この要綱は、平成29年６月30日から施行する。

資料2

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏　　名	選　出　区　分	備　　考
田　中　敬　文	会議要綱第２条第２項第１号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部准教授
藤崎　由美子	会議要綱第２条第２項第１号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山NPOネットワーク
山　田　行　雄	会議要綱第２条第２項第１号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
村　野　哲　也	会議要綱第２条第２項第１号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一　色　　健　次	会議要綱第２条第２項第１号オ 公募による市民	公募による市民
金　澤　　知　子	会議要綱第２条第２項第１号オ 公募による市民	公募による市民
清　野　　智　美	会議要綱第２条第２項第１号オ 公募による市民	公募による市民
瀬　口　　圭　志	会議要綱第２条第２項第１号オ 公募による市民	公募による市民
山　田　義　高	会議要綱第２条第２項第２号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
高　尾　　典　之	会議要綱第２条第２項第２号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

資料３

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

１　趣　旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成２３年武蔵村山市訓令（乙）第１１９号。以下「実施要綱」という。）第３条の規定に基づく提案について、実施要綱第９条の規定により市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

２　審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

３　審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

⑴　協働型事業の継続事業の審査方法

①　協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第６条第２項に定める書類を提出する。

②　審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

⑵　協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

①　書類審査

ア　審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第６条第１項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ　審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により５点満点で評価する。

ウ　プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の５割以上の事業であり、上位１０団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、５割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ　審査の実施条件

書類審査を行うのは、１０事業を超える提案があった場合とし、１０事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ　選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ｱ) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(ｲ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第６条第１項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ｱ) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(ｲ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ｳ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第３条の規定による提案の受付順とする。

(ｴ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり１５分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が５点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の６割以上の事業とする。ただし、６割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ｱ) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(ｲ) 採択に当たっての条件を付すことができるものとする。

(ｳ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

４ 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

５ 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6　その他

（別表）

審査項目		審査基準	配点基準
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎　客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎　抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	充分に捉えている　５点 おおむね捉えている　４点 普通である　３点 あまり捉えていない　２点 全く捉えていない　１点
	事業目的と達成目標	◎　事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎　実現可能な目標が設定されているか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点
事業の内容	事業内容	◎　課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。 ◎　地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点
	事業効果	◎　市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	充分に期待できる　５点 おおむね期待できる　４点 普通である　３点 あまり期待できない　２点 全く期待できない　１点
	実施体制	◎　事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎　課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎　事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点
	スケジュール	◎　計画どおりに実施が可能であるか。 ◎　設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点
協働の必要性	協働の意義と必要性	◎　提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	充分に期待できる　５点 おおむね期待できる　４点 普通である　３点 あまり期待できない　２点 全く期待できない　１点

	協働の役割分担	◎　提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎　行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点
中長期計画	継続能力	◎　提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎　団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎　将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	充分に感じられる　５点 おおむね感じられる　４点 普通である　３点 あまり感じられない　２点 全く感じられない　１点

（委員一人あたり４５点満点）

資料4

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年８月３日訓令（乙）第119号

改正

平成24年３月27日訓令乙第21号
平成25年３月15日訓令乙第７号
平成25年６月14日訓令乙第107号
平成26年３月３日訓令乙第８号
平成27年３月31日訓令乙第42号
平成29年５月25日訓令乙第113号
平成30年４月25日訓令乙第80号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）　武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。

（２）　運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き１年以上適切に行われていること。

（３）　定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。

（４）　５人以上の者で組織されていること。

（５）　次のいずれにも該当しない団体であること。

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条及び第８条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

２　この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3　この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4　この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第３条　市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2　協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3　協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第１号から第３号まで（協働型事業にあっては、第１号から第４号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第５号から第８号までのいずれかに該当するものとする。

（1）　地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

（2）　市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

（3）　人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

（4）　三の年度にわたり実施することができる事業

（5）　市民の地域活動への参画が促進される事業

（6）　市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

（7）　市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

（8）　協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

（1）　現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

（2）　営利のみを目的とした事業

（3）　特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

（4）　学術的な研究のみを目的とした事業

（5）　調査のみを目的とした事業

（6）　武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業

（7）　交流又は親睦のみを目的とした事業

（8）　宗教活動又は政治活動を目的とした事業

（9）　公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（協働事業の期間）

第４条　協働事業の実施期間は、協働型事業にあっては三年度にわたる期間とし、団体育成型事業にあっては当該年度にわたる期間とする。

（事業の公募）

第５条　市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第６条　協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

（１）　協働事業提案制度提案書（第１号様式）

（２）　協働事業提案制度企画書（第２号様式）

（３）　協働事業提案制度収支予算書（第３号様式）

（４）　提案団体概要書（第４号様式）

（５）　前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

２　協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（１）　協働事業提案制度実施計画書（第５号様式）

（２）　協働事業提案制度単年度収支予算書（第６号様式）

（担当課の決定及び事前調整）

第７条　協働推進部協働推進課長は、協働事業の提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る協働事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定めるものとする。

２　前項において定められた担当課は、遅滞なく前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定しなければならない。

（提案の辞退）

第８条　提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要が生じたときは、その旨を書面により第19条第１項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）へ提出しなければならない。

２　前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の７日前までとする。

（審査）

第９条　市長は、第６条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させることができる。

２　審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択の決定）

第10条　市長は、前条第１項の規定による報告を受けた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

（決定の通知）

第11条　市長は、前条の規定による決定をしたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第７号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第12条　市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（２）　市民活動団体に該当しなくなったとき。

（３） その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（事業の実施時期）

第13条　実施団体は、第10条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第14条　協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が、計上するものとする。

（補助金の交付）

第15条　市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の表に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

事業の区分	限度額	
協働型事業	１年目	800,000円
	２年目	700,000円
	３年目	600,000円
団体育成型事業		250,000円

２　市長は、第17条第１項の規定により行う事業の評価結果を勘案し、必要と認めるときは、翌年度の採択を取り消すことができる。

３　市長は、協働型事業として採択された事業の団体が三年度にわたる実施期間の途中で事業の実施を辞退する場合は、その理由により補助金を減額することができる。

（事業報告）

第16条　実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（１） 協働事業提案制度事業結果報告書（第８号様式）

（２） 協働事業自己評価書（第９号様式）

（３） 協働事業提案制度収支決算書（第10号様式）

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第２号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

３　推進会議は、実施団体に対し、必要に応じて事業実施年度の途中に報告を求めることができる。

（事業の評価）

第17条　市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

２　推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該報告に係る事業の評価について、市長に報告するものとする。

３　推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

４　評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5　市長は、第１項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価書（第11号様式）を実施団体に交付するものとする。

（公表）

第18条　市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

（推進会議の設置）

第19条　第９条第１項の規定による審査及び第17条第１項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2　前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3　この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第20条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止）

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附　則（平成24年３月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月15日訓令（乙）第７号）

この要綱は、平成25年３月15日から施行する。

附　則（平成25年６月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年６月14日から施行する。

附　則（平成26年３月３日訓令（乙）第８号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成26年３月３日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年４月１日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附　則（平成27年３月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成27年３月31日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年４月１日以後に採択を行った協働事業について適用する。

3　平成27年度に２年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に３年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附　則（平成29年５月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成29年５月25日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正後の第６条の規定は、平成29年６月１日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成30年５月１日から施行する。

武蔵村山市協働事業提案制度
平成 31 年度実施事業審査報告書

平成３０年１２月

武蔵村山市市民協働推進会議